

豊 都 都 第 523 号  
令 和 8 年 3 月 4 日

豊見城市入札参加資格業者 各位

豊見城市長 徳元 次人 <印省略>

### 入札参加制限の緩和について（通知）

みだしの件につきまして、本市はこれまで公共工事の受注機会の均等及び市内業者の育成、工事の品質確保や工期などを考慮し、1千万円以上の工事については、当該工事の出来高が70%を超えるまで新たな指名を制限する運用を行ってまいりました。

しかしながら、近年の建設工事における入札結果の状況及び県内他市の運用状況も参考に、下記のとおり入札参加制限の緩和を試行的に実施することと致しましたので、お知らせいたします。

なお、本緩和措置は入札不調件数の改善を行う事を目的としている為、継続については、試行期間での入札不調率の改善状況を検証した上で改善が認められない場合には、現行の出来高70%を超えるまで指名制限を行う運用に戻すことも含め、今後改めて検討致します。

### 記

1. 緩和内容 現行：出来高70%を超えるまで指名制限をする。  
改正：出来高50%を超えるまで指名制限をする。
2. 入札参加制限の緩和を行う工種：全工種
3. 入札参加制限の緩和試行期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4・適用日： 令和8年4月1日以降に入札を行う案件から適用する

担当 都市計画課 検査班 大城 (内 3603)
--------------------------------